

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年9月17日(水曜日)
午前9時28分～午前10時54分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
竹 下 駿 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
荒 山 光 広 議 長
- 6 出席した事務局職員
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 寺 埜 真 輔 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
中 島 高 輝 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 長 千々松 雅 幸 教 育 委 員 会 事 務 局 長
渡 壁 誠 学 校 教 育 課 主 幹 沓 野 純 枝 市 民 課 長
西 村 兆 充 福 祉 課 長 西 村 明 久 監 査 委 員 事 務 局 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（末永義美君） ただいまから、教育民生委員会を開会します。

議長、報告事項等ございましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくをお願いします。

○委員長（末永義美君） それでは始めます。

本会議において、本委員会に付託された市長提出議案4件について審査しますので、御協力をお願いします。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められますようお願い申し上げます。

それでは、早速審査を始めます。

最初に、決算議案の審査を行います。

議案第69号、議案第71号及び議案第72号の各特別会計決算案件の3件について、会議規則第88条の規定により、一括議題とします。

各議案の説明、質疑の後、必要であれば、市長の出席を求め総括質疑を行い、その後、各議案の討論、採決を行うこととします。

まず、議案第69号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、執行部から説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

主要施策成果報告書の23ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の令和6年度決算は、歳入総額31億3,127万3,000円、歳出総額31億2,703万2,000円で、歳入歳出差引額は424万1,000円となっております。

まず、歳出について説明します。

(1) 歳入歳出決算の状況の下段、イ歳出を御覧ください。

歳出合計は、前年度と比較して398万4,000円、0.1%の減少となっております。

決算額の構成比の高いものでは74.7%で、最も高い2保険給付費は、決算額23億3,610万7,000円で前年度と比較して1,478万4,000円、0.6%の減少となっております。

減少の要因は、主に75歳到達による後期高齢者医療への移行に伴い、被保険者数が減少したものと捉えております。

また、前年度と比較して、増減額の大きいものでは、3国民健康保険事業納付金

は、決算額 6 億 5,749 万 8,000 円で前年度と比較して 1,015 万 8,000 円、1.6%の増加となっております。

事業費納付金の算定は、国保の財政主体である県により、県内市町ごとの医療費、所得水準や被保険者数等を基に市町で案分されるものであります。

次に、歳入について説明します。

上段、ア歳入を御覧ください。

歳入合計は、前年度と比較して 3,056 万 9,000 円、1.0%の減少となっております。

1 国民健康保険税は、決算額 3 億 6,392 万 9,000 円で前年度と比較して 1,201 万 6,000 円、3.2%の減少となっております。

減少の要因は、75歳到達により後期高齢者医療への移行により、加入世帯が減少したものと捉えております。

次に、決算額の構成比の高いものでは 77.5%と最も高い 3 県支出金は、決算額 24 億 2,626 万 7,000 円、前年度と比較して 650 万円、0.3%の減少となっております。

減少の要因は、歳出の 2 保険給付費の減少に伴うものであります。

増減額の大きいものでは、5 繰入金は、決算額 3 億 284 万 5,000 円で前年度と比較して 3,933 万 2,000 円、14.9%の増加となっております。

6 繰越金は、決算額 3,082 万 6,000 円で前年度と比較して 4,951 万 8,000 円、61.6%の減少となっております。

続いて、次のページ、24 ページ上段 (2) 国民健康保険税収納率の状況について説明をします。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

上段の左上区分の欄、令和 5 年度を (B) と表記しておりますが、正しくは (A) であります。記載の誤りをおわび申し上げ、訂正をお願いいたします。

では、説明に戻ります。

令和 6 年度の現年分調定額 3 億 6,467 万 8,000 円に対し収入済額は 3 億 5,181 万円、収納率は 96.5%と前年度と同様となっております。

次に、滞納分では、調定額 6,606 万 5,000 円に対し収入済額 1,211 万 9,000 円、収納率は 18.3%と前年度と比較して 4.0%の増となっております。

現年分と滞納分の計で見ると、調定額 4 億 3,074 万 3,000 円に対し収入済額 3 億 6,392 万 9,000 円、収納率は 84.5%で、0.8%の上昇となっております。

次に、中段（3）世帯当たり・被保険者当たりの平均保険税について説明します。

1世帯当たりの平均保険税は11万8,402円で、前年度と比較して119円減少となっております。

また、被保険者1人当たりの平均保険税は8万3,146円で、前年度と比較して1,193円増加しております。

次に、下段（4）被保険者加入状況について御説明します。

年間平均被保険者数は4,386人で、前年度と比較して239人減少しております。年間平均世帯数は3,080世帯で、前年度と比較して118世帯の減少となっております。

減少の要因としては、後期高齢者医療への移行が大きく影響しているものと捉えております。

続いて、不納欠損額及び収入未済額について説明いたします。

決算書の15ページを発信します。

令和6年度国民健康保険税の不納欠損額は407万5,363円、収入未済額は6,273万8,741円となっております。

不納欠損に係る対象世帯数は48世帯、収入未済の対象世帯は274世帯となっております。

次に、基金の状況について説明します。

決算附属書の190ページを発信します。真ん中あたりになります。（6）国民健康保険基金の欄を御覧ください。

令和7年3月31日までに利子分として16万6,000円を積立てた一方で、財源の不足費として4,400万円を取崩したことから4,383万4,000円の減額となり、7億1,192万1,000円となっております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねするんですけど、一問一答でいいですか。

今の説明を聞きながらちょっとふと思ったんですけど、23ページですかね、歳入—歳出、2の歳出で、3番の国民健康保険事業納付金って、これが前年度より高くなって、比較1.6何%か上がってますけれど、この理由は何かなと思ったんですけども、この給付—保険給付費は下がってますよね。

それと、それから県の支出金も歳入が下がってるのに、この事業納付金だけは上がるのはちょっとどういう——どうして上がるのかなと思ったんです。今の説明聞きながら思ったんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

保険給付費が下がっているというところをもって、事業費納付金上がる理由というところかと思っております。

事業費納付金につきましては、先ほどの説明の中で申し述べたように、県の——山口県全体で、事業費納付金として、どれぐらいの額が必要かというところを県が算定しておりまして、そのうち医療水準や所得水準、それから被保険者数などを加味して、案分——市町に案分しているものなので、本市の医療費が低くなるから——低くなる——事業費納付金が低くなるという直接関わるものではないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 後期高齢者医療支援部分の国保の中で、そのうち後期高齢者医療支援部分で、限度額が22万でしたが、今回は24万に上がっています、6年度は。この影響を受けた世帯数は何世帯あったのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

令和6年度、委員おっしゃるように、後期高齢者支援金分の限度額が22万円から24万円に上がったところです。

本市での当初賦課の段階で、24万円の限度額を超えた世帯は15世帯というふうになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） この国保が高くて大変ということで、法定減免が7割、5割、2割とか軽減策があるわけなんですけれど、昨年——今年度幾らで、昨年度と比較としてはどうなんでしょうか。すみません、6年度はどうだったんでしょうか。世帯数です。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

軽減措置をした世帯数というところだというふうに思っておりますが、令和6年度軽減した額については一般会計から繰り入れるようになっておりますが、算定が10月末時点の算定となっておりますので、その時点の世帯数ですが、それで回答させていただきます。

全世帯数が3,189世帯、そのうち7割軽減が1,029世帯、5割軽減が610世帯、それから、2割軽減が429世帯。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 未就学児の均等割が国の制度で半額になっておりますけど、この軽減を受けた人数、国保に均等割があるので、何人がこの軽減策を受けられたのか、どのぐらいの負担が軽くなったのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度の未就学児均等割の経営を受けた世帯と税額というところでお答えしますが、こちらも減額したものが会計から繰り入れるということになっております。

10月末の繰入算定の時点の数値ではございますが、対象世帯が47世帯、それから税額については46万7,403円というふうになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） それでは、そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 収入未済額が6,200万円、結構目につくんですね、これは。最終的にはどのくらい、今14%ですよね、保険料から計算するとですね。最終的にどのくらいになるんですかね、見当はつかないでしょうけど。およそどのくらいになるんですか。

いくら公平にですね、健康保険で課税しても、これじゃああれですよね、課税が何のためかというこういう疑念になりますよね、14%も出るっていうのは。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

収入未済額についての対応というところだと思いますけれども、幾らという金額

を目指すということはちょっと言えないところですが、完納に向けて、滞納整理適切に行っていき、全部の完納を目指すというところできり組んでいきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 不納欠損が400万ありますよね。最終的に——最終的には、不納欠損で落とすようなことになるかなあという気もするんですけどですね。

私は思うんですけど、当初、納税ができるから課税されてるんであって、それが不納欠損で残って、それも——それと収入未済額じゃなくて、不納欠損で最終的に流れるというのはどうなんだろうな。いつもいつも同じことを言うんですけど、どねえかならんのかなとどう思うかといつも思います。これは問いかけでですね。

以上です。

○委員長（末永義美君） 分かりました。それでは、藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回の秋枝委員に関連するんですけども、とにかく完納を目指しますと。いいんですけども、毎年毎年完納を目指しますということで、結果的に400万ですかね、何かいつも欠損という。

要は、具体的に、何をじゃあ滞納というか、それに対して、何を具体的に、例えばこの1年やられた。あるいは来年、具体的にこういうことをすると、それがなければ、結局はもう同じことを繰り返しますよね。

そういう意味で、まずこの1年滞納分についてどのようなことをやられてきたか、来年はどういうふうなことをしようとしてるのか、その辺の具体策をお聞きしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

滞納者への対応というところだというふうに認識しておりますが、収納推進室のほうと、収納推進室と連携をして、財産調査——収納対策室との連携、また、関係各課との連携により、財産調査や財産の差押えというものも行ってきました。今後も、その部分については引き続き行ってまいります。

また、追加としても、催告書の発送や納付相談、臨戸訪問、関係各課と協力してやっているところであります。

いずれにしても、滞納処分、滞納整理をマニュアル規則に従って行ってまいりたいというふうに思います。

特段に変わったことっていうところまでは今ちょっとお答えはできませんけれども、決まりに沿って、粛々と進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほど秋枝委員のほうからですね、そもそも最初から、税金掛けられないところにはかけてないはずだろうと。ということは、査定したときには、ちゃんとそれができるという前提でやってるはずじゃないですかという話がありましたね。

もし、そうだとすれば、結局査定額に比べて少ないっていうことは、要は査定したよりも財政状況が悪化してっていうか、財産そのものも少なくなったっていうことにより取立てができなかったということになるんじゃないかと思うんですけども、その辺は、具体的にどのようにまず査定をされる、で、実際にかけてらるというか、なんでしようかっていうのが1つ。

もう1つは、先ほどのお話だと、一応収納対策室ですかね——と連携してということですけど、じゃあ具体的に催告なり、あるいは差押えなりというか、この作業をされる方っていうのは、部署がどこになるんですか。

要は、実際のその対応については、対策室——収納対策室っていうのがもう具体的な取立てをするということですか。そうなってくると、そちらのほうとしては、一応こういう状況ですよと、だから、あとはお願いますねっちゅうことになるんですかね。

もう、連携して連携してっておっしゃいますけれども、具体的にどういうふうな連携っていうか、誰が責任を持って、これを作業をやってるかっていうのが非常に重要だと思うんですね。そこはどうなんかなっていうこの2点、ちょっと確認のため質問したいと思いますけど。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目の税の負担というところですが、賦課をする上では、前年の所得を見て、皆さん、公平にといいいますか、均等割、平等割、所得割の率という形で賦課をさせ

ていただいております。

その後、どうしても前年の収入になりますので、今年度、その状況が退職などで、所得が減るといことは考えられることではありますけれども、賦課というところは、どうしても確定した所得に対してさせていただくものなので、その時点での賦課額というものは、公平に賦課させていただいているという状況です。

それから、不納欠損について、先ほど対象者が48人というふうにお話を、48世帯とお話をしましたけれども、その中で、消滅時効が36世帯、それから財産がないということで、執行停止が10世帯、それから職権消除、そこにいないという職権消除が2世帯というふうに、内訳がなっております。

それから、差押えについて、主となる所管課というお話だったかと思いますが、現年分が基本的に市民課のほうで新しい滞納者をつくらないという形で、督促や催告を行っております。

滞納分につきましては、収納対策室のほうと一緒に差押え——財産徴収や差押えをお願いしておりますが、その額だとか、市税と合わせてだとか、ほかの税と合わせて、料と合わせてというところもありますので、主導は収納対策室のほうをお願いをしてという状況でございます。

以上です。

○委員（藤井敏通君） まず、今のお話をお聞きしまして、収納対策室のほうに、対象となられる世帯、あるいは個人の財産状況なり、いろいろほかの税なりというきちんとしたリスト、そして、それを定期的に更新する、そういう作業はきちんとされておるんですか。

収納対策室ではないんであれでしょうけど、それがきっちりフォローされておればですね、状況が変化したらすぐ分かるし、あるいは変わらないんであれば収納してもらおうというか、やっぱりそのところがどれだけ本当にきちんとやられてるかっていうことがこの収納率を上げるっていう意味では非常に大きいと思うんですね。

ただ、誰しもはつきり言って、こういう借金取りみたいな、借金取りって変ですけどね、こういう仕事を好んでやりたいという人はいないかもしれませんが、やはりそれもある意味市の努めだということであれば、その辺ももっとも工夫なり、きっちりっていうことでやる必要があるんじゃないかなっていうふうにやっぱり思うんですよ。

時効とおっしゃいましたけども、時効といっても時効を中断、あるいは延期するための方法もあると思うし、例の取立てマニュアルですか、さらに詳しくいろいろなケースにおいて、どうやという文献もありますんで、ぜひもう1回、本当にしっかりそこを認識した上でですね、やっぱりきっちりやってほしいとかそういう気はいたします。これは意見です。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第71号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

主要施策成果報告書26ページを御覧ください。

介護保険事業は、3年ごとに見直す介護保険事業計画を基としており、令和6年度は、第9期計画の初年度であります。

令和6年度決算は歳入総額33億1,865万2,000円、歳出総額31億2,584万円で、歳入歳出差引額は1億9,281万2,000円となっております。

まず、歳出について御説明します。

(1) 歳入歳出決算の状況の下段、イ歳出を御覧ください。

歳出総額は――歳出合計は、前年度と比較して99万6,000円、0.03%の増加となっております。

決算額の構成比の高いものでは86.4%で、最も高い2保険給付費は、決算額27億220万8,000円で、前年度と比較して9,009万円、3.2%の減少となっております。

内訳については、次のページ、27ページの(3)給付の状況を御覧ください。

主なもので説明をしますと、まず、居宅介護サービスは、決算額13億8,446万円の前年度と比較して6,902万9,000円、4.7%の減少となっております。

次に、その下、介護予防サービスは、決算額7,722万4,000円で前年度と比較して753万5,000円、10.8%の増加となっております。

また、その下、施設介護サービスは、決算額10億9,756万1,000円で前年度と比較して2,236万4,000円、2.0%の減少となっております。

下から2段目、特定入所者介護サービスは、決算額4,547万8,000円で前年度と比較して778万6,000円、9.4%の減少となっております。

給付の状況としては、居宅介護サービスと施設介護サービスの減少が大きくなっております。

第1号被保険者数は、令和5年度末で9,664人、令和6年度末で9,494人となっており、年間で170人の減少であることが影響しているものと捉えております。

それでは、再び26ページの下段、歳出にお戻りください。

決算額の増減率の高いものでは、5の諸支出金は、決算額1億3,055万2,000円で前年度と比較して6,775万2,000円、107.9%の増加となっております。

続いて、上段、ア歳入について説明します。

歳入合計は、前年度と比較して1,373万4,000円、0.4%の減少となっております。

主なものでは、1保険料は、決算額6億2,966万円の前年度と比較して732万6,000円、1.2%の減少となっております。

令和6年度は、保険料算定における基準額や所得段階における所得範囲や乗率を改正をしております。

3国庫支出金は、決算額7億9,153万円の前年度と比較して1,267万7,000円、1.6%の減少、4支払基金交付金は、決算額7億8,778万9,000円の前年度と比較して4,003万8,000円、4.8%の減少、5の県支出金は、決算額4億2,869万6,000円、前年度と比較して970万8,000円、2.2%減少となっております。

減少の要因は、歳出の2保険給付費の減少に伴うものであります。

繰入金は、決算額4億6,546万円の前年度と比較して2,106万円、4.3%の減少となっております。

減少の要因は、主に保険給付費の減少、低所得者——すみません、低所得段階の保険料軽減分の乗率引下げによる額の減少と捉えております。

8繰越金は、決算額2億754万2,000円の前年度と比較して7,643万5,000円、58.3%の増加となっております。

これは、令和4年度決算と令和5年度決算による繰越額の差によるものであります。

続きまして、27ページ、介護保険料収納率の状況について説明します。

令和6年度の現年分調定額6億2,737万7,000円に対し収入済額は6億2,749万

2,000円で、収納率は100%となっております。

次に、滞納分では、調定額351万9,000円に対し収入済額は216万8,000円で、収納率は61.6%と前年度と比較して36.7%の上昇となっております。

現年分と滞納分の計で見ますと、調定額6億3,089万6,000円、収入済額6億2,966万円、収納率は99.8%で0.6%の上昇となっております。

続いて、不納欠損額及び収入未済額について説明します。

決算書の27ページを発信します。

令和6年度介護保険料の不納欠損額は33万4,052円、収入未済額は90万2,120円となっております。

不納欠損の対象者数は17人、また、収入未済の対象者数は35人となっております。

最後に、基金の状況について説明をします。

決算附属書の190ページを発信します。(7)介護給付費準備基金の欄を御覧ください。

令和7年3月31日までに、基金として9万2,000円の積立てを行ったことから4億2,129万4,000円となっております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 居宅サービスが落ちてますけど、これはやっぱりあれですか、ホームヘルパーがやっぱり少ないというところでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

居宅介護サービスが減少しているという理由だというふうに思っておりますが、この中には、訪問サービス、通所サービス、それから地域密着型のサービス、通所も入所もありますけれども、全体のものに今なっているわけですが、利用者数、受給者数が令和5年末と令和6年末で51人ほど減っているという状況であります。

サービス事業者においても、経営がなかなか難しいというところはお話は聞いておりますが、今、減の理由としましては、受給者数も減っているというふうに分析しているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 続いて、ほかに質疑は。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ちょっと何点か質問しますね。

まず、今回の介護保険の対象者ですか——が減少っていうお話だったと思うんですけども、この対象者っていうのは、保険を受ける、ある意味サービスを受ける人っていう意味ですよ。保険料を払う人ではないんですね。

まず、ちょっとその対象者が減少してっていうのは、受けるほうなのか、納めるほうなのかっていうのをちょっとまず確認させてください。

もし、受ける人が減ってるっていうことになってくると、先ほどから75歳以上で、高齢者が後期高齢者になったとかいうお話ですし、むしろイメージとしては、介護保険を受けなければならないというか、受ける人の数が年々増えたんじゃないかっていうイメージがあるんですね。

ただし、それが減ってるっていうのは、百寿プロジェクトじゃないんですけども、健康なお年寄りが増えて介護を受けなくてもいい、そういうふうな状況になってるっていうのが背景にあるとも考えられるんですけど、ちょっとそこがまず1点確認です。

で、2点目が、これは決算上の手法だろうと思うんですが、予算のときには、歳入歳出はおしりがありますよね。実績のときには、歳入歳出は、例えば今回だと約2億ぐらい歳入増になってますね。

これっていうのは、この歳入が多いっていうのは、じゃあ来年っていうか令和7年度予算書かなんか、これがどこか繰越しかなんかにでもなるんですか。ちょっとそれが決算上の歳入歳出が合わない差はどう今後反映されるのかっていうこと。

それと、先ほどの国民健康保険のときにもちょっとお聞きしたかったんですけども、基金なんですけど、この基金については、何か最低例えばこれだけは確保するとか、あるいは幾らの基金を目標に考えているとか、その辺の何か考えはあるんでしょうか。この3点お聞きいたします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

まず1点目、被保険者数の状況、認定者数の状況、受給者数の状況というところだというふうに思っております。

被保険者数におきましては、年度末3月31日の状況でございますが、令和5年度が9,664人、それから令和6年度末が9,494人と170人ほど減少している、これが65歳以上の方全員という第1号被保険者の数の推移でございます。

そのうち要介護、要支援認定者、認定を受けた方については、令和5年度末が1,758人、それから6年度末が1,751人、年度末の一時的なことの比較ではありますけれども、7人ほどの減少というふうになっております。

で、被保険者に対する認定者数を要介護認定率というふうに呼んでいますが、認定率については、令和5年度が18.2%、それから令和6年度については18.4%というふうな状況になります。

あまり大きな変化はないのかなというふうには思っている——認定者数については、被保険者数の減と認定者数の減というところで認定率を比較するものになりますけれども、多くは変化はないかなというふうに思っております。

それに対して、受給者数ですけれども、これも3月サービス提供分にはなりますけれども、令和5年度においては1,523人、それから令和6年度末3月サービス分については1,477人、人数で差引きしますと46人の減というふうな状況になっております。

それから2点目の御質問で、令和6年度の決算によって、決算額歳入と歳出の決算額を差し引きしたものについては、この次の議案第81号のほうで、それを7年度に繰り越すということで、予算の要求をさせて議案としてあげさせていただいてますので、そちらのほうで御審議いただけたらと思います。

それから3点目の基金の状況——考え方というところかと思えます。

介護保険事業は先ほど御説明しましたように、3か年の——3か年ごとに計画を見直しているわけでありまして。

で、向こう3年間のサービス見込量、それを額にしたもの、それから被保険者数なんかを推計をして、どれぐらいの費用がかかるかっていうところを算定して、その23%っていうものを保険料で、第1号の保険料で賄うものというふうにされておりますので、それについて、保険医療額というか乗率なんかを——と基準額ですね、それを検討し決定をさせていただいております。

それを決める上で、基金をどれぐらい投入をして基金額を下げるかというところも併せて検討しているところでありますので、基本的に、基金は余剰分を積み立て

て次の介護保険の計画の中で決める保険料の基準額、それを下げるといふか、負担を下げるために使うというふうなもの考え方になっておるところであります。

保有額として、どれぐらいの金額を持っておくべきかというところのお話もありましたけれども、第9期においては、6,000万弱を取り崩す予定として基準額を定めました。

ただ、今第9期を進めていく進捗状況の中で、見積もった介護認定者の度合いと申しますか、介護というよりは、支援という予防のほうが見込みよりも伸びているという状況が、今進捗管理の中では見えてきておりますので、少し金額的には、思ってた以上の給付費にはなっていないというふうに捉えております。

また、余剰分は次に積立て、また、次の介護保険事業計画の中の基準額を決める上で、基金をどれだけ取り崩すかというところを検討していかないと申すところではありますが、また検討におきましては、附属機関と申しますか、高齢者福祉推進会議の委員の皆様にも御意見を伺いながら慎重に決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、基金っていうのは、特に幾らを確保せんといかんとかいうのではなくて、3年ごとの計画において、必要——歳出っていうかを見越して、歳入の予想を見越して、基金も何ぼか取り崩すというふうなことで計画立てられるんで、急遽は6,000万ぐらいですか、取り崩すということで計画しましたというお話だったんで。

そういう意味では、今度10期のときに、例えば取崩額が6,000万なのか7,000万なのかということがある。そんなに急に何十億とかいうことはないと思うんで、だったら、その程度の基金でいいんじゃないかなとも思えるんですけどね。こんな額まで積み立てていく必要はないんじゃないかと。ただし、何か別の考えで、最低これだけはっていうのがあれば、それはそれでまたやればいいんじゃないかと思うんですけども、今の説明を聞く限りでは、取り崩すというのが（聞き取り不可）計画を立ててっていう話なんで、その範囲ぐらいで十分じゃないかなとは思いました。そこはどうなんかなと。

それともう1つは、非常に初歩的なんですけど、被保険者って言えば保険を被る

というか、要するにこの介護保険を使う側ですかね、納めるほうを被保険者って言うんですかね。例えば、私もその1人納めてると思うんですよ。ちょっとその言葉の定義がいま一度教えてください。

それと認定者っていうのと受給者っていう言葉があったんですけども、認定者っていうのとまた受給者っていうのがどう違うのかっていうか、この言葉の定義を再度ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（末永義美君） 今の御質問は制度自体のことですので、この場ではふさわしくはないんですけども。

○委員（藤井敏通君） ちょっと待ってください。制度ということはどういうことですか。こういうところで質問するんじゃなくて、自分でちゃんと個別に聞くなり、あるいは勉強せいとこういうことですか。

○委員長（末永義美君） そのとおりだと私は思っていますが、もし、それでもお答えできる範囲があれば。よろしいですか。では、杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

基金の残高というところですけども、基本的には3か年の余剰金を積み立てて、その保険料に還元するというのが原則ですので、次期計画においては、適正な保険料設定に努めたいというふうに考えております。

それから、2点目の被保険者と認定者と受給者の内容ですけど、被保険者——介護保険の被保険者には第1号被保険者と第2号被保険者があります。

第1号被保険者が65歳以上の方で、介護保険料を市町といいますか、自治体のほうに納めていただく方なので、年齢的に65歳を過ぎられている方は被保険者、障害の施設なんかで、介護保険を使わない人については適用除外というのもありますけど、基本的には、65歳以上の方は第1号被保険者ということになります。

で、40歳以上64歳までは、介護保険分を医療費、健康保険の中で、保険料のほう徴収されていらっしゃると思います。なので、40歳から64歳は第2号被保険者という形になっております。保険料を納めていただく対象者というふうに考えていただいたらと思います。

それから認定者っていう方ですが、サービスを受けるためには、要介護認定だとか要支援認定、認定を受けていただく必要があります。

サービス利用するためには、一応こういうサービスを受けたいとか、こういう支

援がほしいとかというところ、包括支援センターなんかには御相談をいただくんですけども、サービスを利用する前提として、その方がどれぐらいの支援が必要かという認定をさせていただきます。

で、それは、どうしても御本人かその支援者の方に申請をしていただいて、認定の調査員が入ったり、主治医の意見書を求めて、コンピューターのほうで第1次判定をさせていただきます。

第2次判定は、審査会がありますので、そちらの要介護認定審査会のほうで、コンピューター判定では判定し切れない部分というのを判定をしていただいて、最終的に認定がつきます。その認定によって、どれぐらいのサービスが使えるか——使えるかとか、負担割合などが決定されることになります。

それから、最後の受給者については、実際にサービスを利用された方については、受給者というふうに呼ばせていただいております。

以上です。

○委員長（末永義美君） どうもありがとうございました。それでは、そのほかに。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、お尋ねするんですけども、6年度の歳入歳出決算書の29ページなんですけれども、この中には地域支援事業費の不用額がありますが、1,270万ですかあるわけなんですけれども、この中の不用額について説明をちょっといろいろ、介護予防とか任意事業とか包括的支援事業とかあるわけなんですけれども、この不用額についてお尋ねいたします。説明をお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君） 御質問にお答えします。

地域福祉支援事業の中の不用額ということでお話にありましたが、不用額については、サービスにおける不用額と事業費における不用額というものがあります。福祉課としては、事業費における不用額ということでお答えさせていただけたらと思いますけれども、まず、委託料の不用額がございます。

これについては、地域包括支援センターにつきまして、美祢東の地域包括支援センターを委託しているわけですが、委託先の職員の確保ができなかったため、当初予算額から大幅な減少が——残が出ておるといところがございます。

また、任意事業費の中で緊急通報システム委託料の残が約84万ほど出ております。

これについては、当初の見込みほどのシステムの申請者が出なかったための残となっております。

大きな額については、その辺りが理由でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これは定かでないんですけど、介護サービスの利用が増えれば、保険料が跳ね上がる仕組みじゃないかっていうことも聞いたんですけど、これってそうなんですか。この決算に表れてますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） しっかりと介護サービスを受ければ跳ね上がることがないようにしていただければいいと。

それから先ほどの説明の中で、事業委託料があったということは、介護事業所が倒産したとかあるのかなと思いながら聞いたんですけど、そうした事実があったのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村兆充君） 先ほどの質問にお答えします。

介護サービス事業所の廃止状況については、令和2年度の過去5年でいいますと、令和2年度から令和6年度でいえば11事業所が、市内の事業所で11事業者が廃止となっております。

その内訳としましては、居宅介護支援事業所、ケアプランを作成する事業所になりますが、これが4事業所、それから訪問介護、ホームヘルパーを派遣する事業所が3事業所、それから通所サービス事業所、デイサービスを受け入れる事業者がありますが、これが4事業所となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第72号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてであります。執行部から説明を求めます。杵野市民課長。

○市民課長（杵野純枝君） それでは説明します。

主要施策成果報告書の28ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の令和6年度決算は、歳入総額5億6,516万4,000円、歳出総額5億6,426万9,000円で、歳入歳出差引額は89万5,000円となっております。まず、歳出について説明します。

(1) 歳入歳出決算の状況、中段のイ歳出を御覧ください。

歳出合計は、前年度と比較して6,337万7,000円、12.7%の増加となっております。増加の要因は、歳入の後期高齢者医療保険料増加に伴うものであります。

次に、歳入について説明をします。

上段のア歳入を御覧ください。

歳入合計は、前年度と比較して6,390万円、12.7%の増加となっております。

構成比の高いものでは71.3%と最も高い1 後期高齢者医療保険料は、決算額4億270万9,000円で前年度と比較して4,742万8,000円、13.3%の増加となっております。

増加の要因は、保険料率等の改定及び被保険者数の増加による影響と捉えております。

続いて、下段の(2) 後期高齢者医療保険料収納率の状況について説明します。

令和6年度現年分の調定額4億246万2,000円に対し収入済額は4億221万7,000円、収納率は99.9%となっております。

次に、滞納分では、調定額166万1,000円に対し収入済額49万2,000円、収納率は29.6%となっております。

現年分と滞納分の計で見ると、調定額は4億412万3,000円、収入済額は4億270万9,000円、収納率は99.7%で、前年度と比較して0.2%の低下となっております。

次に、29ページの上段(3) 被保険者当たりの平均保険料について説明します。

令和6年度の被保険者1人当たり平均保険料は7万2,503円、前年度と比較して7,518円増加しております。

これは、保険料率等の改定による影響と捉えております。

その下、(4) 被保険者加入状況について説明します。

令和6年度の年間平均被保険者数は5,551人、前年度と比較して101人の増加となっております。

団塊の世代と呼ばれる年代の方の75歳到達により、令和4年度から令和6年度まで、被保険者数は増加の傾向となっております。

最後に、不納欠損額と収入未済額について説明します。

決算書は33ページを発信します。

令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損額は14万5,701円、収入未済額は126万8,057円となっております。

不納欠損に係る対象者数は9人、収入未済額の対象者数は36人となっております。説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

後期高齢者医療保険は原則1割負担なのですが、国の制度で変わったのが、単身者は収入が200万円、夫婦なら320万円が2割負担になりますよと。これは、この令和4年度からの2割負担になったわけなんですけれども、この令和6年度の2割負担になった加入者は何人いらっしゃるって、何百——約何人で何%——%が分かれば、何人いらっしゃるのか、その何%に当たるのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをします。

令和6年の8月に被保険者証を更新したときの状況の割合になりますが、全員が5,579人のうち1割の方が4,558人、全体の81.7%、それから2割の方が855人、全体の15.3%、それから3割の方が166人、全体の3.0%となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で特別会計決算議案3件の説明、質疑が終了しました。

この議案3件について、市長の出席を求め総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしでよろしいでしょうか。それでは、総括質疑は行わないこととします。

では、これより議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第69号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案について反対いたします。

私は、この決算について、先ほどもお話がありましたが、不納欠損と収入未済額について、5年間——過去5年間のをちょっと抜き出してみただけですけど、これがほぼですね、ほぼ不納欠損が——前年度の不納欠損が次の年の約10%が、1割が不納欠損として上がっています。数字を出して比較をしてみればなっております。

そして、令和6年度については、約6%ぐらいに下がっておりますが、これらに見るように——下がっておりますけれど、約1割の方がこの不納欠損になっていると、金額がですよ。だから不納欠損の部分が多いということは、国保税が負担が多いのではないかとということの意味していると思います。

そして、その解決なんですけれど、やはり基金が余りましたから、この基金の活用で、保険税を安くすることができるのではないかと思います。

去年は、令和5年の分が6年度については不納欠損が金額が少なくなっておりますが、こうしたことも保険料が下げられたことが反映しているのではないかと思います。ですから、この基金を使ってもう少し上げるべきだと思います。

そして、マイナ保険証の導入についての予算決算でもありましたし、これには反対をいたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第71号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。本案について、原案のとおり認定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これについては反対を述べます。

物価高で75歳以上後期高齢の方、本当に物価高で年金は目減りを——年金は1.9%——すみません。物価高の中で、年金だけでは暮らしていかれず、本当に働かなければならないとこういった状況ですが、そう簡単に職場もありません。そして、こうした働く場所がない。しかし、こうした物価高で大変だと。

ましてや後期高齢者医療保険が上がっていると先ほどの説明がありましたが、保険料は7,518円ですか増加していると、で、窓口負担も増えてると、こうした場合で、病院への受診を控えなければならないような状態になっております。

ということは、病院の——市内の病院事業にも影響してきますし、後期高齢者の方の健康状態にも影響してきますので、こうした後期高齢者の2割負担、こうしたことのこの決算に反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、決算議案の審査を終わります。

最後に、議案第81号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部からの説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書1ページを御覧ください。

このたびの補正は、令和6年度の事業の精算にかかるものであります。

令和6年度の決算見込みの結果発生します繰越金について、事業の精算に係る経費の補正と合わせ、実質的な残額を基金に積み立てるためのものであり、既定の予算の歳入歳出の総額にそれぞれ1億9,281万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ32億5,379万5,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明をします。

補正予算書の10ページを御覧ください。

上段、1目介護給付費準備基金積立金、説明欄001介護給付費準備基金積立金を7,673万円追加しております。

これは、令和6年度の歳入額と歳出額の差引残額から事業の精算に係る国県等への償還金分を除いた実質的な残額を介護給付費準備基金に積み立てるものです。

次に、その下、2目償還金、説明欄001国庫支出金等精算償還金を1億1,608万3,000円追加しております。

これは、令和6年度の介護給付費など事業に係る経費において、国県支出金等を精査した結果、超過交付分を返還するものであります。

続いて、歳入について説明します。

ページ戻っていただき、8ページを御覧ください。

1目繰越金、説明欄前年度繰越金を1億9,281万3,000円追加しております。

これは、令和6年度の事業の決算見込みに伴う繰越金を本年度で受け入れるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議で本委員会に付託された議案4件についての審査を終了しました。

それでは、そのほか委員の皆さんから所管事項について何かありましたら発言をお願いします。三好委員。

○委員（三好睦子君） その他の件でお尋ねするんですけど、今の不登校の——不登校の子どもたち、児童・生徒の不登校が問題に、社会的な大きな問題となっています。

それで、これはコロナ禍の——コロナ感染症後のいろんな状況だと思うんですが、コロナ直後は2倍ぐらいに増えてますが、今の現状はちょっと分からないんですけど、こうしたことが、要因がコロナのこと、またタブレットのこと、学業の不振とか、また生理的なこととか友人との関係とかいろいろ児童・生徒には悩みがあると思うんですけど、今の美祢市における不登校の状況についてお尋ねします。

そして、またそれについて、保護者の方とか本人とかの対応はどうなってるのか、児童・生徒ですね。本人についての対応はどうなってるのかをお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 渡壁学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（渡壁 誠君） それでは、三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、このたびお答えします不登校の定義についてですけれども、6月議会でお伝えしたとおり、国の調査基準である年間30日を超えるものとしております。

まず、2学期初めに、各学校に、1学期に不登校傾向のあった児童・生徒を含めた全ての児童・生徒の状況について確認しております。その上で組織的な対応を指示しているところがございます——ところです。

夏季休業明けについては、学校に足が向きにくい児童・生徒が何名か見られましたが、各学校において、保護者との連携をしたり、校内に居場所をつくり個別対応をしたりして、児童・生徒が登校しやすい環境づくりに努めることで、おおむね改善傾向にあります。

何名かの長期化が見込まれる児童・生徒については、関係者による会議を開催し、個別の状況に応じて、教育支援センターのアウトリーチの活用やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した対応をするように進めているところ

です。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） やはり早期発見と安心できる居場所づくりが必要ではないか
と思います。それで——と思いますので、子どもを守るためにもよろしくお願
いいたします。本当に今子どもたちが居場所がないっていうような状況になってはい
けないと思います。

また、今夏季のこともありますけれど、学校が統合されたことによるこういった
ことの要因はあったのかなかったのか。不登校の中でそういったことはなかったの
でしょうか。

○委員長（末永義美君） 渡壁学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（渡壁 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

統合による不登校についてはございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか皆さんからの御発言はよろしい
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、本日はこれにて散会します。お疲れさ
までした。

午前10時54分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月17日

教育民生委員長